

事 務 連 絡

令和 6 年 4 月 2 2 日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
理事長

令和 6 年度貸切バス事業者を対象とした事業者講習会の実施について

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

貸切バス事業はインバウンド需要が本格的に回復したことに伴い需要が高まっており、貸切バスの繁忙期を迎えるにあたって、輸送の安全を確保することが求められております。

一方で、令和 4 年 1 0 月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計 2 9 名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が制定され、本年 4 月から施行されたことから、貸切バス事業者は新制度に対応できるよう対策を講じる必要があることから、地方運輸支局等において開催される、運行管理者等を対象とした事業者講習会への積極的な受講をしていただくよう傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

また、各都道府県バス協会におかれましては、地方運輸支局等から講習会の開催日時の調整や会場の確保等について、協力依頼がありますので、よろしく願いいたします。

以上

担 当：労務・安全部 泉、池田
(TEL) 03-3216-4015